

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-規-本専-013	承認日	2014.6.	1/2
石川勤医協 介護職員 キャリアパス					作成者 国光哲夫	承認者 原和人

#### 1) 目的

- ・日本国憲法の理念と民医連綱領を実践し、基本的人権を守りぬく無差別平等の介護・福祉の担い手となる石川勤医協職員を養成する。
- ・その一環として、法人の各事業所の管理運営の担い手となる職員育成に向けて、資格、経験、待遇の仕組みを示す

#### 2) 対象

- ・石川勤医協の介護福祉事業所に勤務する介護職員
- ・職種としては 介護福祉士、ホームヘルパー、および無資格の介護従事者とする。看護師、社会福祉士、ケアマネージャーについては別途定める。

#### 3) 採用の形態

- ・夜勤のある職場に勤務する介護職員は、介護福祉士有資格者とし、常勤採用とする。
- ・夜勤のない職場に勤務する介護職員で、介護福祉士有資格者は、夜勤が可能で、かつ法人内事業所への転勤が可能な場合、常勤採用とすることができる。
- ・介護福祉士の資格がない場合、非常勤採用とする。
- ・現に夜勤に入っている介護職員が、介護福祉士の資格を取得した場合、常勤雇用に切り替える。

#### 4) 資格と賃金

##### ①賃金

- ・介護福祉士有資格者は、当法人賃金表の「CW」を適用する。
- ・ホームヘルパー1級有資格者は、賃金表の「事務短大」を適用する。
- ・同 2級有資格者は、賃金表の「事務高卒」を適用する。
- ・無資格者の場合は、賃金表の「保清」を適用する。

##### ②昇給

- ・常勤職員で、勤続1年を経過し、前年度80%以上勤務した職員は、4月1日に、賃金上に従い昇給する。
- ・非常勤職員で、勤続2年を経過し、前年度80%以上勤務した職員は、2年に1度、4月1日に、賃金上に従い昇給する。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-規-本専-013	承認日	2014.6.	2/2
石川勤医協 介護職員 キャリアパス					作成者 国光哲夫	承認者 原和人

### ③前歴評価

- ・非常勤の前歴は評価しない。
- ・常勤の前歴は、介護福祉士資格所得後に介護職員として勤務した期間は100%評価する。

### 5) 役職者への登用

#### ①管理者

- ・介護事業所の全般的管理のために、管理者を配置する。管理者は業務に支障のない限り、他の業務と兼務することができる。
- ・管理者は、介護福祉士の有資格者で、法人勤続8年以上の職員の中から、常任理事会が任命する。
- ・管理者は、法人賃金規定に従い、責任手当を支給する。

#### ②主任

- ・介護事業所の各職場で、7名以上の職員がいる職場に 職場管理責任者を配置する。
- ・職場管理責任者は、「主任」とする。主任は、介護福祉士の有資格者で、法人勤続3年以上の職員の中から、当該事業所管理者の推薦を経て、常任理事会で任命する。
- ・主任には、法人賃金規定に従い 主任手当を支給する。

#### ③スタッフ

- ・主任を補佐するものとして、スタッフを配置することができる。
- ・スタッフは、勤続2年以上の職員の中から、管理者が任命する。
- ・スタッフには、法人賃金規定に従い、スタッフ手当を支給する。

2014年6月 一部改定